

第2章で整理した本市における子どもの貧困の状況や課題を踏まえ、5か年の計画期間における、基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や、施策体系等を次のとおり整理しました。

1 基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

2 施策展開にあたっての基本的な考え方

基本目標の実現に向けて、次の基本的な考え方に立ち、施策・事業を組み立て、推進します。

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防がなければなりません。

国や県との役割分担のもと、子どもや家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

【取組の視点】

① 貧困の連鎖を断つ

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、育ち・成長の機会を保障するとともに、学びや体験の機会の充実及び進学や職業選択の支援等の環境づくりに取り組みます。

② 妊娠・出産期からの切れ目のない支援が届く仕組みづくり

妊娠・出産期から、子どもの成長段階に応じ、家庭内の課題を早期に発見し、より困難な状況に陥ってしまわないよう、適切な支援につなげていきます。

③ 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえた支援の充実

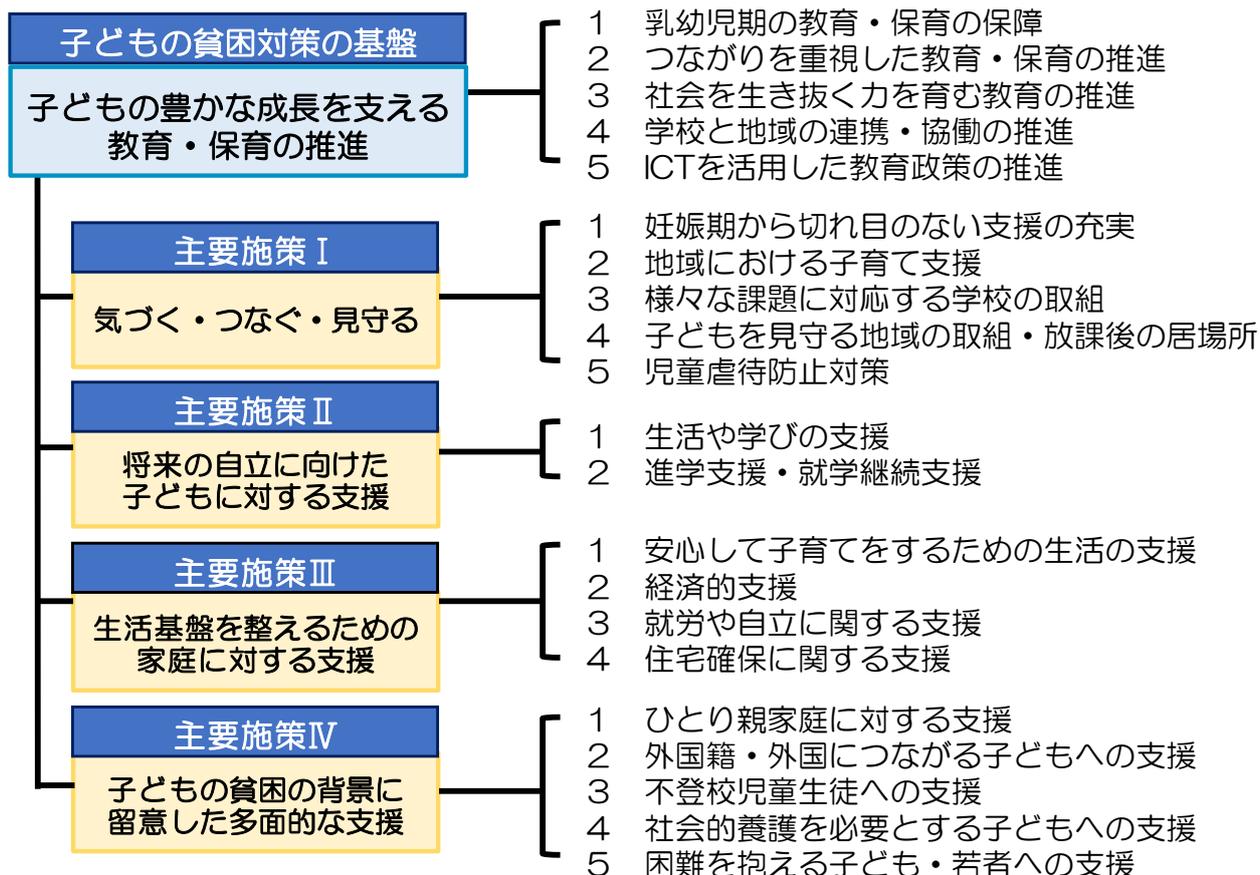
子どもの貧困は家庭の経済的困窮に加え、両親の離婚や親との死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり等、様々な要因が複合的に絡み合っている場合があることを踏まえ、多面的な支援を実施します。

④ 社会全体での子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困の背景にある様々な課題を家庭のみの責任とはせず、学校や地域、企業など社会全体で取り組んでいきます。

3 施策の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤に据えるとともに、子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めるため、4つの主要施策に沿って取組を進めます。



4 計画の進捗状況の把握

計画に基づく取組を推進することにより、計画の基本目標の実現につながる環境が整えられているかという視点から、第2期計画においても子どもの成長段階等に応じて目標値を設定し、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとします。

対象	指標	直近の現状値	目標値 (令和8年度)
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠 11 週以下での届出の割合	96% (令和2年度)	96%以上
未就学期	保育所待機児童数	16人 (令和3年4月)	0人 (毎年4月)
未就学期 ・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との 円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (令和2年度)	93.6%
小・中学生	寄り添い型生活支援事業の実施か所数	17か所 (令和2年度)	24か所
	放課後学び場事業実施校数	小学校 29校 中学校 59校 (令和2年度)	小学校 35校 中学校 147校
	スクールソーシャルワーカーが行った支援により 児童生徒の状況が改善した割合	82.3% (令和2年度)	80%以上
中学生	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率 (高等学校等進学者数/卒業者数)	97% (令和2年度)	99%
高校生	市立高等学校における就学継続率 (卒業者数/入学者数)	94% (令和2年度)	96%以上
	市立高等学校における卒業時の進路決定率 (進路決定者数/卒業者数)	99.7% (令和2年度)	99%以上
社会的養護を必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成割合	54% (令和2年度)	70%
困難を抱える 若者	若者自立支援機関等の支援により、 状態の安定・改善がみられた割合	88% (うち、改善が みられた割合 32%) (令和2年度)	90%以上 (うち、改善が みられた割合 32%以上)
ひとり親	就労支援計画を策定した者のうち、就職した又は 就職に向けて取り組んでいる者の割合	86% (令和2年度)	90%以上